

大正新教育下における岡山県の「劣等児・低能児」教育の特徴

迫 ゆかり*・清水 寛**

岡山県の大正期・「劣等児・低能児」教育の特徴を明らかにするために、対象児、教育方法、教育思想の観点から明治期との比較や一般教育との関連について検討した。その結果、「劣等児・低能児」教育は、一般教育と同じく大正新教育にみられる個人主義的側面と国家主義的側面の下に進められており、この二つの側面は次の結果をもたらしていた。

1. 個人主義的側面（肯定的側面）

- ①明治期より特殊教育の必要性が高まった。
- ②「劣等児」と「低能児」の定義は知能検査の導入で明治期より明確になった。
- ③「劣等児・低能児」の教育方法に关心が寄せられ、特別学級の設置が提起された。

2. 国家主義的側面（否定的側面）

- ①特殊教育対象児のうち、「劣等児・低能児」より優等児の方に重点が置かれた。
- ②学業不振児として成績の向上が目指された。
- ③「劣等児・低能児」を危険視した観点から教育の必要性が唱えられた。

キー・ワード：大正新教育 「劣等児・低能児」 個人主義と国家主義 特別学級
「劣等児」と優等児

はじめに

岡山県の「劣等児・低能児」の教育問題は明治30年代から40年代、特に40年代に顕在化されているが、その要因として国家主義的思想と教育行政とが認められる⁵⁸⁾。

本稿では、その後の大正期の「劣等児・低能児」教育の特徴を明らかにするために対象児、教育方法、教育思想の観点から明治期との比較や県下の一般教育との関連について検討していくことにする。その手がかりとして明治期の「劣等児・低能児」教育を調べた時の教育雑誌を再び取り上げることにする。

I. 大正デモクラシー下の岡山県の教育

わが国は大正期に入り、欧米諸国のデモクラシー思潮が波及し個人の人格的平等や社会的平等を尊重する思想が説かれた。そして、大正自由教育あるいは大正新教育と呼ばれ、児童の個性や自発性が尊重された。

大正デモクラシーの影響は岡山県の教育においても

認められ分団教授、自学補導など児童本位の考え方が提唱された⁷⁰⁾。県初等教育部は大正11年、初等教育の改善点の一つに児童の自発的学習を取り上げ、彼らの活動を誘起した教授内容にすべきであるとした⁵⁴⁾。

しかし、児童本位といっても教育方針の決定権は天皇にあり教育勅語が本県の教育に多大な影響を与えていた。県知事は、大正4年に教育に関する天皇の御沙汰書を受けて翌5年、教育の徹底を図り剛健な第二の国民を輩出して國運進展の準備を克成するよう論告した⁵³⁾。また、教員組織で構成された岡山県教育会はこのような行政側の方針に同調し、大正12年の教育会総会で皇室を中心とした国民道徳を徹底し立國のために人心を陶冶し人格を磨くようにすると発表した⁴⁾。

以上のように、本県の教育思想は児童中心の考え方と国家（天皇）中心の考え方の両面がみられた。そして、これらの考え方は対立することなく共存関係にあった。例えば、大正2年に安田久満は教育は国民本位であり、児童本位でありかつ忠良な臣民を養成することにあると述べた⁷⁴⁾。同8年、県立女子師範学校の奥山橋太郎は、大正期の教育特徴として次の3点を挙げた。(1)経済的教育、(2)個性及び能力本位の教育、(3)有為人

*就実短期大学

**埼玉大学

物養成の教育⁵⁶⁾。そして、翌9年に県師範学校校長の堀義太郎は教育勅語発三十周年記念式後の講演で、父兄に向けて、欧米よりいろいろな思想が進入してきた学者のうちでその方の研究をしているものもあるが、国民全体の思想が動搖しないのは御勅諭の賜であると述べた²³⁾。

ところで、堀尾輝久は大正新教育について児童中心の教育が主張されたとはいっても天皇制教育体制の枠内での部分的批判ないし修正にすぎず、教育勅語的人間像を中心とする教育目的への批判はタブーであり、むしろその目的を実現するための教育方法上の問題提起に主眼が置かれたと述べている²²⁾。同様に、中野光も大正デモクラシー下の教育が天皇制からは自由でなかったと指摘している⁴⁴⁾。

従って、先述の岡山県の教育思潮は本県特有のものではなく全般的な傾向であったといえる。

II. 雑誌にみられる大正期の「劣等児・低能児」教育の特徴

明治期の「劣等児・低能児」教育を調べる際に手がかりにした「教育会雑誌」(明治19年創刊)は明治38年1月から「岡山県教育会誌」、大正8年5月からは「備作教育」に名称が変更している。本稿では以下、雑誌と略す。この時期の雑誌の発行部数は136冊あるが現在、107冊入手している(収集率約79%，残りの29冊は所蔵先不明のため未入手)。

Table 1は、雑誌に掲載された精神薄弱教育関係の内訳である。この時期の掲載数は52編(同じテーマで著者が継続して書いたものを含む)で、明治期の18編に比べると圧倒的に多い。そして、これら52編の表題をカテゴリー化すると次のようになる。

①教育方法…18(内、同じ著者が3つの号に記載) ②教育のあり方…9 ③研究会・大会…5 ④検査…5(内、同じ著者が2つの号に記載) ⑤対象児研究(定義、特性)…3 ⑥学校教育方針…2 ⑦教育問題…1 ⑧調査…1 ⑨他の障害児との関連…1 ⑩その他…8. ※①と⑤は1編が重なる。

これら52編中、表題に「劣等児」等が記されているのは8編で、そのうち4編は教育方法に関連したものであり、この時期には教育方法に最も関心が寄せられていたといえる。

Table 2は、「劣等児・低能児」教育の特徴を対象児、教育方法、教育思想の観点から明治期との比較や一般教育との関連をまとめたものである。以下、その内容についてみていく。

1. 対象児

対象児の呼称として、使用頻度が高いのは明治期と同様に「劣等児」(39編に記載)と「低能児」(19編に記載)である。他に、明治期には白痴が挙げられたが、大正期には変異児、白痴、瘋癲、精神遲鈍児、精神薄弱、異常児、成績不良、廢疾、特殊児童など多種の用語が使われている。このうち、明治・大正期ともに学校教育の対象になっているのは「劣等児・低能児」である。また、施設教育の対象になっているのは白痴である。加えて大正期には、不具・廢疾・瘋癲・白痴を就学猶予または免除の対象とする考えがみられる²⁴⁾⁴³⁾⁶⁵⁾。一方、彼らを学校教育の対象にすべきだという意見もみられる。教育学者の渡辺治水は大正12年に、将来は不具廢疾者等の特別学級を作るべきだと述べている⁷¹⁾。渡辺の考えは先駆的ではあるが、他に同様の見解を示す者はなく、上述の特別学級も設けられていないので大正期においても明治期と同様、白痴等は学校教育の対象外であったといえる。

本稿では、これらの呼称中、使用頻度が高く明治期と共に学校教育の対象である「劣等児」と「低能児」に限定してみていくことにする。そして、彼らの定義について調べ、精神薄弱児との関係について検討する。

この時期、「劣等児」と「低能児」の定義は明治期と同じく統一されていない。だが、明治期には両者はともに精神薄弱あるいは学業不振児と考えられているが大正期になると彼らを分けて捉えようとする動きがみられる。概して、「劣等児」は精神薄弱児というより学業不振児、「低能児」は精神薄弱児あるいは学業不振児と捉えられている。また、「劣等児」の方が「低能児」より教育効果があると考えられている。

「劣等児」と「低能児」に対する見方は、「救済の見込みのある児童」と「救済の見込みのない児童」²⁰⁾、「先天的なもので教育方法を誤った結果の者」と「先天的なもので児童生來の素質が悪い者」⁴⁵⁾、「成績不良」と「痴愚、魯鈍」⁴¹⁾といったように分かれている。

また、「劣等児」については異常児ではなく通常児の分類に入れ、算術では劣等でも他教科では、中あるいはそれ以上の成績を示すかも知れないといった考え方⁴⁶⁾や分団教授により優等児になれるといった意見¹³⁾がみられる。しかし、一方では「劣等児」の原因の多くは先天的素質によるもので普通児と同一の割合で発達するのは難しく、低能児と比べて精神的特質がやや優れている程度であるとも考えられている¹⁵⁾¹⁷⁾。

「低能児」については先に挙げたように精神薄弱児

大正新教育下における岡山県の「劣等児・低能児」教育の特徴

Table 1 大正期・教育雑誌に取り上げられた精神薄弱教育関係

発行年(大正)月日	著者	表題	表題カテゴリー	取り上げられた対象児・用語
2年11月、119号、P31-35.	本落壽賀治(川上郡)	高学年算術科教授の研究	教育方法	劣等児、低能児
3年1月、120号、P19-24.	菅清治(久米郡)	教授上通弊と認むる点	教育方法	劣等児
3年1月、120号、P26-31.	平島卓太郎(上道郡)	変異児の研究及其取扱法に就いて	対象児研究と教育方法	変異児(純才児、精神遲鈍児)
3年5月、122号、P18-21.	蜂谷静太(岡山市)	弁慧の取れる分団教授の概要	教育方法	劣等児
4年5月、128号、P38-40.	木山尊一(小田郡小田小)	劣等児不良児の救済を主としたる野外教授	教育方法	劣等児
4年9月、130号、P4-14.	守谷弘太(岡山師範訓導)	異常児童に関する研究	対象児研究	異常児(劣等児低能児精神薄弱児精神低格児)
5年9月、136号、P19-25.	浅野辰之進(浅口郡玉島小)	高等小学校に於ける算術科分団教授の実際	教育方法	劣等児
7年1月、144号、P47-51.	真田正一郎(浅口郡西浦小)	我校の教育	学校の教育方針	劣等児
7年1月、144号、P53-54.	小畠幸吉(小田郡笠岡男子小)	国画科に於ける各個教育	教育方法	劣等児
7年1月、144号、P66-68.	後藤周(小田郡笠岡男子小)	笠岡尋一男児壹千名の生年に関する調査	その他	劣等児
7年3月、145号、P51-54.	野田沢軍治(川上郡宇治小)	算術科に於ける劣等生の取扱	教育方法	劣等児
7年3月、145号、P70-80.	不明(男子師範付属小)	男師附主催第2回学年研究会概況	研究会・大会	劣等児
8年6月、151号、P24-29.	階堂隆光(男子師範付属小)	親方教授上の二、三の問題について	教育方法	劣等児、低能児
7月、152号、P24-27.				
8月、153号、P41-45.				
8年7月、152号、P68-69.	花田一重(不明)	図書館教育	教育のあり方	低能児
8年9月、154号、P1-9.	石川重一郎(県師範教諭)	選伝学上より見たる一教育問題	教育問題	低能児
8年10月、155号、P5-10.	片川悦蔵(県師範教諭)	成績の評点について	検査	劣等児
10年2月、171号、P22-26.	女子師範付属小	久保氏の方法による入学児童知能検査の実際	検査	劣等児 白痴児、痴愚児、魯鈍児
10年3月、172号、P24-35.	浅口郡玉島小	我が校児童の耳鼻咽喉科領域に於ける主要疾病調査	調査	劣等児、低能児
10年5月、174号、P11-38.	福本繁雄(久米郡大井小)	個性研究	対象児(特性)研究	低能児、(劣等児:定義触れず)
11年3月、184号、P12-15.	県初等教育部	教育調会報告1-11中、2.本県初等教育上改善すべき点	研究会・大会	低能児
11年10月、191号、P23-24.	浅野増五郎(勝田郡北吉野村)	学制頒布の当時	その他	劣等児
11年10月、191号、P33-35.	上道郡教育会	記念に際して	教育のあり方	特殊教育
11年10月、191号、P41-44.	真庭郡教育会	記念に際して	教育のあり方	特殊教育
11年10月、191号、P45-47.	勝田郡教育会	記念に際して	教育のあり方	特殊教育
11年11月、192号、P12-19.	都窪郡倉敷小	本校の主要施設事項	学校の教育方針	劣等児、低能児
11年12月、193号、P10-12.	長瀬徹女(赤磐郡豊田小)	個性と教育	教育のあり方	劣等児
11年12月、193号、P35-42.	渡辺治水(教育学者)	四研究会概観	研究会・大会	劣等児、低能児、不具効疾者
11年12月、193号、P50-52.	筆者不明	三県連合児童教育研究会	研究会・大会	劣等児、低能児
12年2月、195号、P2-3.	筆者不明	偶感偶語	その他	劣等児
12年2月、195号、P4-8.	木下東作(医学博士)	運動をするには	その他	特別学級
12年3月、196号、P35-44.	竹久まつか(津山女子小)	低学年に於ける精神検査法	検査	白痴、成績不良
12年3月、196号、P49-51.	武居芳成(不明)	学校教育と社会	教育のあり方	精神薄弱児、精神低格児
12年5月、198号、P39-53.	早川正逸(浅口郡玉島小)	劣等児の教育(一)	教育のあり方	劣等児、低能児
12年7月、200号、P44-45.	早川正逸(浅口郡玉島小)	児童の個性的取扱に就いて	教育方法	劣等児
12年9月、202号、P40-50.	早川正逸(浅口郡玉島小)	劣等児の教育(二)	教育のあり方	劣等児、低能児
12年11月、204号、P10-15.	清水金太郎(久米郡教育会長)	本県教育の欠陥及之が救済法	教育方法	劣等児、低能児
12年11月、204号、P18-21.	上井郁太(上道郡西大寺校長)	本県教育の欠陥及之が救済法	教育方法	劣等児
12年12月、205号、P41-43.	山本ゆきよ(久米郡八代小)	児童の成績は生まれ月に関係はないでせうか	その他	劣等児
12年12月、205号、P51-54.	三村今(岡山市堺小)	尋・算術の個別的指導	教育方法	劣等児
12年12月、205号、P63-67.	好本俊子(後月郡井原小)	裁縫教授の革新	教育方法	劣等児
13年4月、209号、P16-21.	杉山宇三郎(吉備郡視学)	吉備郡実業補習教育振興計画	その他	廢疾、癡癡、白痴
13年8月、213号、P20-33.	長森繁一郎(苦田郡中道小)	農村に於ける児童愛護的教育の施設	その他	劣等児、低能児、精神薄弱児
13年8月、213号、P40-49.	井上博史(勝田郡豊並小)	学童保護施設方案	その他	劣等児、低能児、白痴児、癡癡
13年9月、214号、P32-36.	田辺市治(浅口郡玉島小)	教育信念と劣等児	教育のあり方	劣等児
13年11月、216号、P30-37.	山本彦四郎(苦田郡苦田小)	尋・算術科学習指導	教育方法	劣等児
13年11月、216号、P34-48.	藏本恒之(師範学校研究科生)	簡易なる算術能力測定法に就いて、特に五、六学年の受持教師諸君へ!	検査	劣等児
14年1月、218号、P116-123.	筆者不明	訓育問題研究会記録	研究会・大会	劣等児
14年2月、219号、P35-49.	井上久之嶺(岡山府学校)	聾啞の教育と家庭に於ける取扱	他の障害者との関連	低能児、白痴、薄弱児
14年11月、228号、P52-60.	沙美小	形式算の能力考査と成績不良児童の特別指導	教育方法	成績不良児

註：大正期雑誌名称変更…大正7年3月まで「岡山県教育会誌」、以降は「備作教育」

Table 2 雑誌にみられる「劣等児・低能児」教育の特徴

項目 観点	「劣等児」について				「低能児」について			「劣等児・低能児」について			
	学級内実践	特別学級実践	他形態実践	理念のみ	学内特学級実践	他形態実践	理念のみ	学級内実践	特別学級実践	他形態実践	理念のみ
成績不良 対象児	本落①西浦小②笠岡男子小③鹿田小④苦田小⑤市内・蜂谷①	小田小①(木山)	菅①、豊田小②、弓削小③井原小④宇治小⑤				花田一重①師範石川②				
精神薄弱			藏本⑥				県初等教育部③大井小④盲学校⑤		倉敷小①		渡辺治水①
成不・精薄 教育方法		玉島小②									守谷②中道小③豊並小④三県連合児童教育会⑤男付属・二階堂⑥
教育思想	共通：個性能力に応じる、劣等児隣席①②、教材の工夫①③④、席配慮②③、練習③、自発性⑤ 個人教育①③自学・個性と良民育成②⑤	分団教授：能力に応じてクラス分けする①②、 一等国民としての基礎樹立擁護①個人教育+社会防衛②	個性に従い有材の民を作る①	野外教授：個別学科指導と随意散策並び随意課業①教材⑤検査⑥	低度普通教育 分団・個別教授②親教育③個性と創造④教材⑤検査⑥		低能児教育の学校・学級の設置③劣等児と低能児の区別、知能検査④教育不可能⑤		能力別学級編成、劣等児鑑別－ビネー検査、教材社会化と手技習練①		不具障害者の特別学級①検査し精神子、劣等児特種学級③検査④個別指導作業化⑤練習⑥
明治期との比較	対象児の定義は明治期と同様統一されていない。概して明治期は低能児と劣等児は精薄児あるいは学業不振児とみられ、大正期は劣等児は精薄児というより学業不振児、低能児は精薄児あるいは学業不振児と捉えられ、劣等児の方が教育効果があると思われた。特別学級の対象は明治期同様劣等児で低能児は理念の段階が多い。しかし、倉敷小では低能児混合学級であった。また、明治期の特別学級（2校）は劣等児を学業不振児として捉えた教育方法を行っている。大正期は劣等児特別学級3校と成績不良児学級1校（沙美小）の計4校が学業不振児に対する教育方法を行ない、倉敷小・劣等児（低能児混合）学級のみが精薄児として捉えた教育方法を行っている。そして、明治期は国家主義思想、大正期は大正新教育による個人主義思想の影響を受けた。しかし、明治期・玉島小の特別学級に新教育思想の萌芽がみえる。新教育思想には児童中心的側面と印加中心的側面があり、後者は彼らの教育に直をもたらした。										
一般教育との関連	教育方法は大正新教育の影響を受けて一般教育と同じく個性、自発性を活かし能力に応じた教育方法、即ち分団教授、個別教授を行った。そして、能力別学級編成は一般教育で指摘されたように個人主義的側面と教育効率を求める国家主義的側面とを促進した。この2つの側面は対立的関係にあり国家主義的側面は自発性や個性を伸ばすのを阻んだが、「劣等児・低能児」教育においてはその問題だけなく、彼らの人格否定へとつながる危険性をはらんでいた。										

の範疇に捉える見方がある一方、彼らを学業不振児として捉え、算術では低能でも他の面では天才的手腕を發揮する可能性があるとか²⁵⁾、英才児と同じく自学自習がよいと提唱されたりもしている¹⁴⁾。

ところで、フランスのビネーは特殊学級対象児の定義や用語の不統一をなくすために、1905年に知能検査法を作成している。わが国では、明治41年に三宅鉱一がビネー検査法を紹介している。そして、大正4年に三田谷啓が学齢児童智力検査法を作成し、その後、知能検査の改訂を大正7年に久保良英、同9年に鈴木治太郎らが行なっている⁶⁹⁾。しかし、大正14年の文部省調査によると「劣等児」学級を設けている学校数総計235校（463学級）のうち、入級児を選ぶのに知能検査を実施しているのはわずか25校であった²⁶⁾。

では、岡山県ではこの時期、知能検査はどの程度活用されていたのだろうか。大正12年に『近時学級編成に当たって優等児と劣等児を区分する方法が相当に行われている。これは精神方面の区分であるが身体方面も同様に区分して…』²⁷⁾と、述べられている（筆者不明）。しかし、この方法が知能検査を指していたかどうかはっきりしない。

知能検査を教育現場に取り入れるべきだという論調は5編みられる。そのうちの2編は能力や個性を研究することを目的とし⁹⁾²⁸⁾、3編は「劣等児・低能児」を

判別することを目的としている²⁴⁾⁴³⁾⁶⁸⁾。後者の3編のうち、知能検査を用いて特別学級入級児を決定しているのは都窪郡・倉敷小学校である。同校は、成績劣等または低能の選び方について大正11年に精神検査（ビネー法）の結果などから鑑別していると報告している⁶⁸⁾。

だが、その他の学校では知能検査の必要性を認めてはいるが実施していない。そのため、「劣等児」や「低能児」の定義は統一されず、後述のように成績不良という共通点から学業不振児として一括して指導する傾向にあった。

2. 教育方法

「劣等児」や「低能児」に対する教育方法は、県下の一般教育思潮の影響を受けて画一教授が否定され、個別教授や分団教授が提唱されている。その学級編成は、明治期と同じく学級内で配慮する方法と能力別学級や特別学級を設ける方法とに分かれている。

だが、これらの教育方法で実践に移されたのは「劣等児」で「低能児」は理念の段階にとどまっており、わずかに倉敷小で「劣等児学級」に混合されている。そして、倉敷小を除く学校では明治期と同じく「劣等児」を学業不振児とみなした教育方法を考案している。

学級内で「劣等児」を対象に個別教授を重視した具体的な方法を報告しているのは次の5校である。川上郡校名不明²⁹⁾、浅口郡西浦小学校⁶⁰⁾、小田郡笠岡男子小

大正新教育下における岡山県の「劣等児・低能児」教育の特徴

学校³³⁾、岡山市鹿田小学校³⁷⁾、苫田郡苫田小学校⁷²⁾。

これら5校に共通しているのは成績の優劣により分けていることである。そして、「劣等児」を学業不振児とみなし個性や能力に応じた教育方法、即ち教材の工夫、練習、座席の配慮などを行って成績の向上を図っている。

一方、特別学級や能力別学級は「劣等児」、成績不良児を対象に次の4校で設けられている。岡山市の学校（校名不明）、浅口郡玉島小学校、沙美小学校、倉敷小学校。

大正3年、岡山市の学校は分団教授法によって優、中、劣、または上、下の組を作り（設置年不明）、定期的に成績を査定しその結果によって組を編成しなおしている¹³⁾。大正5年に玉島小は3年生以上の児童に対して能力の差を考慮し優、中、劣の組を作り分団教授を行っている（設置年不明）³⁾。また、大正11年に倉敷小は第三学年以上の能力編成を行い男女共学の劣等児学級と第四学年以上の男女別優等児学級を編成している⁶⁸⁾。そして、大正14年に沙美小は形式算の能力考査を行い成績不良児の特別学級を設けている⁵⁹⁾。

これら4校の特別学級・能力別学級の教育方法をみると、岡山市内の学校、玉島小、沙美小では明治期と同様、対象児を学業不振児として捉え、成績を向上させることを目的に置いている。このうち、玉島小は定義の上では「劣等児」を精神薄弱児あるいは学業不振児とみているが¹⁵⁾、教育方法では分ける試みをしていない。しかし、同校は明治40年には「算術科劣等児童学級」を設けており（設置年不明）⁶⁴⁾、大正11年の段階でも「劣等児学級」が存在していることから¹⁵⁾、長期に渡って彼らの教育を行っていることがわかる。

一方、倉敷小では「劣等児」を精神薄弱児として捉え、「低能児」との混合編成で彼らの特性を考慮した教育方法を志向している。そして、手技の習練を重んじた職業指導と国語や算術の個別指導を行い、その他の教科については材料を軽減し主要事項を徹底した教材の社会化に努めている⁶⁸⁾。

ところで、大正期の殆どの特別学級では対象児を学業不振児とみなしており⁶⁴⁾、岡山県もその例にもれない。しかし、倉敷小の教育方法は精神薄弱児を対象としており、本県の明治期にはみられないこの時期特有のものであり、また全国的に数少ないケースといえる。

倉敷小が他校と異なる教育方法を生んだ要因の一つに知能検査の実施が挙げられる。同校では知能検査を実施するにあたり、研究者の協力を仰いで「劣等児」と「低能児」とをIQによって分けている。大正14年の

特別学級の入級児の内訳は、IQ70以下の低能児1%と最劣等児6%，IQ70以上で欠席その他の理由で遅滞児となっている者3%である³⁶⁾。

また、その他の要因として学校全体の取り組みとして彼らの教育方法を研究し実践していることが挙げられる。そして、理念の段階ではあるが「劣等児」と「低能児」とを分けて学級を作るべきだと考えている³⁴⁾³⁵⁾。さらに、他府県との交流研究にも意欲を見せ、大正11年には同校主催で岡山、香川、広島の連合による「三県連合児童教育研究会」を開き、教育方法について協議している⁵⁾。

以上のように、この時期にできた特別学級は雑誌にみる限りでは4校である。だが、文部省が行った特殊教育状況調査によると岡山県は大正12年には15校³⁹⁾、同14年には17校ある⁴⁰⁾。しかし、先に取り上げた沙美小は記載されていない。また、この調査には特別学級を設置している学校だけでなく何らかの工夫をしている学校をも含んでいる。

そこで、文部省の調査に載っている学校について特別学級設置の有無を、学校沿革史や聴き取り調査などによって再調査した。その結果、高梁北小学校で大正14年に読み書きのできない劣等児童、いわゆる学業不振児のために特別学級を設置していたことが判明した。このことは、既に戸崎敬子らが明らかにしているが⁶⁷⁾、当時在職していた教師に再度聴き取り調査を行なったところ、新たに、学校全体の取り組みではなかったこと、特別学級に入れることに親の抵抗があったことなどがわかった。なお、小田郡吉田小学校では火災のためその当時の記録はないが、当時在職していた教師によると大正12年から昭和12年まで五、六年に対して一つのクラスを能力別に分けて指導していたとのことで、この点について今後検討を要する。

以上のことから、現段階の調査では当時、特別学級は5校設置されていたことがわかった。明治期の特別学級が玉島小⁶⁴⁾と県立女子師範学校付属小学校〔明治44年「劣等児童特別学級算術科」（設置年不明）〕の2校であったのに比べると大正期の方が若干ではあるが増えている。

ところで、伊津野朋弘はこの時期の能力別学級編成について、国家主義的画一教育を批判し、学習の個別化の方向をとる個人主義的立場の教育を志向するものとして一般に促進する傾向があったと述べている。しかし、また能力別学級編成は国家的経済発展の基礎として教育能率を求めるものであり、その国家主義的側面を否定できないとも考察している²⁶⁾。伊津野が指摘し

た能力別学級編成がもつ国家主義的側面は、第Ⅰ章で指摘した大正新教育が天皇制という制約からまぬがれなかったということに起因しているといえる。そして、このことは後述のように「劣等児・低能児」の教育思想にも現れており、「劣等児・低能児」教育の学級編成にもあてはまるといえる。

3. 教育思想

この時期の「劣等児・低能児」に対する教育思想には、彼らの個性を重視する考え方並びに社会・国家を重視する考え方の二通りがみられる。

個人教育を最初に重視した考えは、大正2年の本落壽賀治（所属不明）の主張にみられる。本落は『劣等児をして、徐々に然も確実に救済するには、どふしても個人教育が必要である』²¹⁾と、述べている。翌3年、菅済治（所属不明）は画一教授の弊害を指摘し、次のように述べている。『(略) 画一の要求をなすため優等児は劣等児のためにその進歩を阻害せられ劣等児は優等児のため確実に智識を収得すること能はず(略)』²²⁾同年、平島卓太郎（所属不明）は『近時教育社会に於いて均等的統一的教育を排して心理上個人の性能に適応せしむる教育思想稍盛んになり、従って変異児の取扱方に於て大いに攻究せるに至れり』¹⁹⁾と、述べている。そして、教育者である以上、変異児（優等児、鈍才児、精神遲鈍児等）の取扱上の研究に努めるべきであるとも述べている。このような一斉教授への批判はなお続き、同5年に算術科分団教授を紹介した玉島小の浅野辰之進は『今日一般的の学級組織に於て児童の能力に個人的差異のあることは、誰も否むことの出来ない事實で其教授は従来の一斉的画一的のやり方ではいけない、須らく個別の取扱を加味せなければならぬといふことは已に論の定まっていることと思ふ。(略) 然し一斉教授をやりながら個人的指導をするといふことは、動もすれば実行のおろそかになり勝ちなものであることに於て能力の差を顧みた分団を作つて特別な取扱をなすことを必要とする。』²³⁾と、述べている。そして、小田郡笠岡男子小学校の小藪幸吉は、同7年に『是非共吾人は個人教育の完成に努力せねばならぬ。殊に図画科等に於ては一層各個教育の必要が認められるのである。故に吾人は図画科の要旨に従ひ一般児童に教育するの外、優等児には益々其天才を發揮助長せしめると共に劣等児には大いに補導奨励して普通児と同等にまで教育するの覚悟がなくてはならぬ』²⁴⁾と、述べている。

一方、児童の個性並びに社会や国家を重視した考えは小田郡小田小学校の木山淳一の主張にみられる。木

山は大正4年、「劣等児」や不良児の救済のために野外教授を実施し『教師は児童の個性に従ひて教育し、以て他日有材の民を造り上ぐべき、大いなる責任を有するものなるに…(後略)。』²⁵⁾と、述べている。また、同7年、浅口郡西浦小学校の真田正一郎は教授方針に自学を重んじ個性に応じた適當な取扱をすることを掲げ、学級内で「劣等児」に配慮している。しかし、真田は教育目的を個別的には有意的、共同的には良民に置き『本校児童たるものは教育勅語戊申詔書の御旨趣を奉礼し(略) 大国民たるの品格を養うべし。』²⁶⁾と、述べている。同10年には、久米郡大井小学校の福本繁雄が実験心理学の意味する個性について、優等児や劣等児などに触れて次のように述べている。『学校教育の目的は単に個性の發揮に止らすして他に共通性、社会性の養成といふ一面を有するを以て児童の個性のみに媚ふことなく能く其長所と短所とを補ひ教育の真目的を達するが如く努力すべきなり。』²⁷⁾また、同11年に上道郡教育会は『個性を尊重して天賦の稟性を遺憾なく發揮せしむる様努むると同時に常に勤労を尊び自己犠牲の精神涵養に努力せしめ以て國家社会の有為の人材養成に貢献すること。』²⁸⁾と、している。同13年、苦田郡苦田小学校の山本彦四郎は児童の個性を尊重する立場から「劣等児」を救済する考えを示しているが、社会の要求についても次のように言及している。『最近、教育会の風潮は一斉に被教育者、即ち児童の個性を尊重して自然的活動を尊ぶことであると呼ばれている。尤も結構なことにはちがひない。(中略) 即ち、各児童個々に就いて考えてみると皆其々百人百色で、特有な個�性や境遇を有して居るが、一面に於て社会的に共通の生活をして居るといふ立場から、其要求することも自ら其両面があるわけである。』²⁹⁾同じく、苦田郡中道小学校の長森繁一郎は「劣等児」や優等児などの特種学級を設置して個人的な取扱が必要であると主張する一方で、児童と国家との関係について次のように述べている。『児童は将来第二の国民となり社会国家の基礎である。児童を完全に愛護して発達させることとは親子のみならず社会国家の為で現代国民たるもの重要な任務である。』³⁰⁾

こうした教育思想に対して、明治期は国家主義思想が中心であり、「劣等児・低能児」教育もこの立場から推し進められていた。だが、明治後期になると大正新教育への萌芽がみられる。大正新教育運動の先駆者である谷本富は明治40年に来岡し児童の個性を重視する教育について講演し、そのなかで精神薄弱児に特別学級を用意する必要があると述べている³¹⁾。また、玉島小

大正新教育下における岡山県の「劣等児・低能児」教育の特徴

は既に明治40年には個性教育を重視した立場から特別学級を設けている⁶⁴⁾。しかし、大正新教育思想は第Ⅰ章で明らかにしたように明治期の国家主義思想と連続性を持ち、個人主義的側面だけでなく国家主義的側面をも有していた。そして、「劣等児・低能児」教育は大正新教育の特徴を受け継ぎ、個人主義的側面から個人を尊重する一方、国家主義的側面から彼らの個性や自発性を阻んだのである。

ここで留意すべきなのは大正新教育思想の持つ国家主義的側面は「劣等児・低能児」教育にあっては先の問題だけでなく後述のように彼らの人格否定へとつながる危険性をはらんでいたということである。

ところで、大正新教育と精神薄弱教育との関係について、筆者らが知る限りでは次の5府県で明らかにされており、そのうち茨城県が岡山県に類似している。

長野県では大正新教育運動が興り異常児の個別指導の研究がなされている³⁰⁾。大阪府では、一人一人の児童に応じた教育を行うために知能検査を使用し、能力別学級編成の下に特別学級を設置している⁸⁾。京都府では、大正新教育運動と民衆の諸権利要求運動が精神薄弱児教育の成立要因となり、これらの運動によって特別学級設置をもたらしている。また、精神薄弱児の心理特性が研究され、彼らに適した教授法が志向されている⁵⁷⁾。石川県では、大正新教育の思想が劣等児教育の根底に流れしており、個性を尊重して適切な教授を行ない、劣等児及び優等児に特別な方法で指導をしようとしている²⁹⁾。茨城県では、新教育運動を背景に医学的・生理学的把握や知能検査を導入した新しい子供観から特殊学級ができたが、教育実践そのものは天皇制の体制を支える臣民を養成するという能力主義の枠内で行われている¹¹⁾。

III. 大正期の「劣等児・低能児」教育への関心度

この章では、第Ⅰ、Ⅱ章から得られた大正期の「劣等児・低能児」教育の特徴を、さらに明確にするために関心度の点から検討していく。そこで、先の三つの観点から明治期の「劣等児・低能児」教育への関心度と比較したり、県下の一般教育における彼らの教育への関心度についてみていくことにする。

雑誌への精神薄弱教育関係の掲載数は、大正期の方が明治期よりも多い。また、「劣等児・低能児」の教育方法は大正期に入り関心が高まっている。近年、教育方法が検討されつつあるという記述が大正3年¹⁹⁾、同7年⁴⁶⁾、同12年⁷⁾にみられる。それらのうち、大正3年と同12年については第Ⅱ章で触れているのでここでは大

正7年を取り上げる。川上郡宇治小学校の野田沢軍治は次のように述べている。『近時種々の方法で劣等生を救済せんと苦心するものの多い事は悦ばしい事であるが普通一般理論を忽ちに施さんとし所謂方法付となり折角の骨折りも割合にその効果の些小なる傾がないともいへない。(略)徹底的取扱ひ法の發見に努めたく思ふ。』⁴⁷⁾

こうして、「劣等児・低能児」の教育方法に关心が寄せられた結果、特別学級設置に向けて明治期とは違った積極的姿勢がみられるようになる。特別学級を設置すべきであるという意見は、明治期3編に対して大正期7編と増えている。この7編中、三県連合児童教育研究会と久米郡教育会の清水金十郎は、教育行政の責任において特別学級を設置すべきだという見解を示している。

三県連合児童教育研究会は、大正11年、優等児並びに劣等児教育の研究大会を開催した結果について、ともすれば彼らの教育は忘れられがちであったが多数の参加者を得て予想以上の効果を収めたと報告している⁵⁾。そして、この大会で特別学級設置について次のような建議案を出している。『低能児及び劣等児を以て組織したる学級を設置したる場合は県費より奨励金を交付し又担任教師に対しては特別手当を支給せられんことを其筋へ建議すること、右提出者、岡山市内山下小学校長・森作太、上道郡西大寺小学校長・土井郁太、小田郡笠岡女子小学校長・西本朗、阿哲郡矢神小学校長・山口国太郎、勝田郡勝間田小学校長・木村薰』⁶⁾

また、大正12年に久米郡教育会長の清水金十郎は画一教育を否定し、特殊教育機関の設置と奨励を徹底すべきであると提起している。そして、清水は特殊教育の対象児について低能、劣等、不具等を挙げ、彼らを収容する特殊教育機関を県十ヶ所に置き、経費の全部を県費あるいは国費として賄うべきであると主張している⁶²⁾。

ところで、特別学級を設置すべきだという背景には大正新教育思想、即ち個人教育重視という考えがあり、実際に特別学級を設けている学校では分団教授、能力別学級編成を取っている。つまり、大正新教育思想が盛んになるにつれて特別学級の設置意義が高まっていたのである。例えば、倉敷小の特別学級は個人主義教育を重視した能力別学級編成であったが³⁵⁾、これについて大正11年、教育学者の渡辺治水は大英断の研究を行なっていると評価している。また、渡辺は第Ⅱ章で触れたように特別学級の対象児を優等と「劣等」または「低能」だけでなく将来は身体の薄弱児、病的児、

迫 ゆかり・清水 寛

不良性を有する者、貧困の者、不具廢疾者等を含むべきであるとし、特別学級を作ることが個人的教育になると述べている⁷¹⁾。彼の考えは種々の障害者、とりわけ、不具廢疾者にも特別学級を必要としている点で革新的である。

では、明治期においてはどうであったのかというと、この時期には国家主義思想に基づいて「劣等児・低能児」教育が進められていた。しかし、既にこの時期に特別学級を設けていた玉島小では個人教育の立場からその必要性を認めており、特別学級設置の原動力はやはり、児童中心の大正新教育思想にあったといえる。そして、ここで忘れてならないのは、既に述べているように大正新教育思想が天皇制イデオロギーに支配されその制約をまぬがれ得なかったということである。大正12年、玉島小の劣等児学級担当の早川正逸は特別学級の設置理由を学校問題と社会問題の両面から述べている。学校問題では、大正新教育思想の個人主義的側面から次のように述べている。『今日の伝統的学級編成を廃して是非ここに個別の取扱を本体とする特殊の教育機関を設けこれによって各自の個性及び能力に適応したる教育的取扱を講じ彼らをして十分各各その稟賦の特色に応じて善良なる発達を遂げしめ沈滯している今日の小学校の教育改造の一歩としたい。』¹⁶⁾一方、社会問題では国家主義的側面から犯罪防止を目的に置き次のように述べている。『劣等児は犯罪者其の他多くの社会問題を惹起するものの中にも多大の数として含まれているのである。しかし是等の児童はその指導さへよろしきを得れば正業に就くことが出来て社会に立派に生存することの出来るものであるのに一旦これが放任せられ学校を退いて社会に於て学校時代に養なはれた感情の欠陥が知能の欠陥と共同する場合には相当知能が才いているために一層の害が甚だしいのである。ここに於て劣等児に対しては正当な理解をもってこれを教育することは単に児童の幸福のみでなく社会の幸福を増進する所以であって将来の特殊児童保護の問題はこの方面に大なる一歩を進めなくてはならない。』¹⁸⁾

また、先述の清水は特殊教育機関の設置理由を国家主義的側面から必要視し、「劣等児・低能児」等の教育の場を他の児童と同じにすると、彼らが学校教育を破壊し社会秩序を乱すと述べている⁶²⁾。

以上のように、大正期の方が明治期より「劣等児・低能児」教育への関心が高いといえるが、一般教育においては彼らの教育にどの程度関心が寄せられていたのだろうか。

渡辺治水は、大正期の教育動向について特殊児教育

も盛んに論議せられつつあると述べている⁷⁰⁾。また、大正10年に県下の教育関係者から求めた意見具申書の中に個性教育を重視した小学校教育方法が数多くあり、それには優秀児の特別進級を認め成績劣等児のために学級を設けて特別に教育するといった方法が示されている⁴⁸⁾。

ところで、この当時は特殊児童の中に優秀児も含んでいる。従って、特殊児教育の対象である優秀児と「劣等児・低能児」との関心度の相違について調べる必要がある。この点について県下のリーダー的役割をもつ師範学校付属小を取り上げてみていくことにする。

県立女子師範付属小では設置年は不明であるが、明治43年には「劣等児特別学級算術科」を開設している⁵⁸⁾。同校では、大正期に入り大正デモクラシーや児童心理への配慮から児童中心主義思想が盛んになり、大正6年に劣等児・優等児の取扱方法を研究し個性教育に努め、同10年に特別学級を設置している⁴⁸⁾。しかし、この学級に関する同12年度の教育方針を見ると『特別学級は引き続き予定の成績を修め、各児童の能力個性に適応して合理的早教育を試み、一部児童にピアノ演奏、英語教授、油絵指導等を実施せり』⁵²⁾となっており、優等児を対象にした学級であったといえる。

また、県立師範学校付属小（男子校）は明治40年、雑誌に最初に「劣等児」教育の理論と実践を報告している。これは同年4月に文部省が「師範学校規定及び訓令」中に、全国の付属小に向けて特別学級を設けて教育方法を考究するようにという訓令を発したことによっている。しかし、この段階では学級内で配慮するという方法を取り特別学級は設けていない⁶¹⁾。大正期になり、大正10年に秀才児学級、同11年に秋季始業学級を開設している。後者は遅生まれと早生れからくる年齢的ハンディキャップを避けるために入学始期をずらしたものであった⁴⁸⁾。しかし、「劣等児」の特別学級は設置していない。

上述のように、男子並びに女子の師範学校付属小は、大正期に優等児特別学級を作っているが「劣等児」の特別学級は設けていない。この頃の特別学級の様子について、当時の男子師範学校付属小の教員・馬場保太は次のように述べている。『大正10年4月、文部省から岡山師範学校付属小学校に対して秀才教育の研究を命ぜられた。（中略）当時はまだ、成績遅進児・精薄児等の特殊教育については余り一般に注意されず、むしろ知能の優れた優秀児の教育についての関心の高かった時代として、かなり意義ある研究の一面であったかと思う。』⁴⁹⁾

大正新教育下における岡山県の「劣等児・低能児」教育の特徴

以上のように、一般教育との関連では大正新教育の影響を受けて特殊児童である「劣等児」教育に関心が向けられている。だが、同じく特殊児童である優秀児との関係でみると彼らの方により多くの関心が寄せられている。そして、そのことは施設設備の面に反映されており、岡山県が大正10年に発表した「社会教育状況調査」において、『3、特殊児童（智能劣等児性格異常児病弱児発育不良児教育不完全児其の他の異常児）に關し諸般の調査研究を遂げ其の保護救養に関する施設を講すること。』⁵⁰⁾と述べられている。また、同年、県社会課が報告した県下における学校中心の社会教育施設をみても、彼らのための施設は設置されていない⁵⁵⁾。

結論

第I、II、III章を通して大正期の「劣等児・低能児」教育の特徴についてみてきたが、そこには大正新教育のもつ個人主義的側面と国家主義的側面とが大きく関わっていたことが判明した。「劣等児・低能児」教育は個人主義的側面（肯定的側面）によって促進されたが、一方では国家主義的側面（否定的側面）によって後退させられた。以下、二つの側面について対象児、教育方法、教育思想の観点から整理していくことにする。

明治期の「劣等児」と「低能児」は、成績不良という共通要素から学業不振児として一括され教育された。だが、大正期に入ると児童の能力や個性を知るための方法として知能検査が有効であるとされ、「劣等児・低能児」教育においても知能検査を用いて両者を区分しようという動きがみられた。そして、倉敷小では知能検査を実施して「劣等児・低能児」を精神薄弱児として捉え、その特性を考慮した教育方法を試みた。同校の実践は当時、知能検査を用いて特別学級入級児を選ぶ学校が非常に少なかったこと、殆どの学校の特別学級が学業不振児を対象にした教育方法を行っていたということから全国的にも進んでいたといえる。しかし、その他の学校では知能検査の必要性を認めてはいても実施しなかったため、対象児の定義は統一されず、概して「劣等児」は学業不振児、「低能児」は学業不振児あるいは精神薄弱児と捉えられていた。

こうした定義の曖昧さは、県の教育行政調査にも現われている。大正10年に発表された「社会教育状況調査」には、特殊児童に「智能劣等児」が含まれている⁵⁰⁾。しかし、大正15年に出された「岡山県教育概要」⁵¹⁾には、特殊教育の項に盲啞学校のみ記載されている。

また、大正期に入り特殊児童の教育に関心が高まっ

たといわれているものの、大正新教育のもつ国家主義的側面から同じく特殊児童である優等児の方が優先された。

「劣等児・低能児」の教育方法は、明治期より大正期の方が関心が高まり理論的にも実践的にも具体的かつ詳細になった。そして、特別学級（能力別学級）を設置すべきだという論調が増え、明治期に設置された特別学級が2校に対してこの時期には5校設けられた。

しかし、倉敷小以外の実践校では学業不振児を対象とし学業成績の向上を目的に置いた教育方法を模索していた。また、県下のリーダー的存在である県立師範学校付属小には優等児特別学級しか設けられていなかった。そこには、能力別学級編成の国家主義的側面、即ち国家的経済発展の基礎として教育能率を求めて編成するという意図が強く働いていた。

大正新教育思想は児童中心の個性教育を重視しており「劣等児・低能児」教育に携わる関係者は、その一環として「劣等児・低能児」教育の必要性を主張し特別学級の設置に尽くした。しかし、明治期の中心になった国家主義思想は大正期に入り大正新教育の国家主義的側面として位置づけられ、教育界にお強い影響力を持っていた。そして、国家主義的側面は一般教育において個性の尊重や自発性を阻んだが「劣等児・低能児」教育にあってはそれだけでなく彼らの教育が社会防衛上必要であるといった危険な考えを生んだ。

ところで、わが国は昭和に入り戦局の悪化にともなって精神薄弱教育は省みられなくなるが⁵²⁾、そこに大正新教育思想のもつ弱さが露呈したと捉えられないだろうか。つまり、大正新教育の特徴である個人主義思想とそれを制約していた国家主義思想との関係が逆転したといえるのではないだろうか。この点について、岡山県の昭和初期の「劣等児・低能児」教育を調べて明らかにしていきたい。

筆者らは岡山県に視点をあてた地方精神薄弱教育史研究という領域で本研究課題に臨んだのであるが、最終的には他府県の研究結果と比較しつつその歴史的事実を追求したいと考えている。本研究結果では大正新教育と「劣等児・低能児」教育との関係について一定の見解を得ることが出来た。しかし、他府県で同様の結果を得たのは筆者らが知る限りでは茨城県のみである。従って、本研究結果が当時の特徴を示しているとは結論できない。今後は、より多くの他府県との比較を試み、検討を重ねていきたい。その際、仮説として本研究結果が他府県にも当てはまると考えたい。なぜなら、他の研究領域からこの問題にアプローチしてい

迫 ゆかり・清水 寛

る先行研究をみると先の岡山県の結果と一致しているからである註1)。

註

註1) 例えは、浅尾紘也は精神薄弱教育方法史研究の立場から奈良女子高等師範付属小学校・特別学級の分団教授を大正新教育との関係で捉え「学力劣等児救済」のための極めて技術主義的発想からのものであったと考察している。

浅尾紘也(1967)：精薄児教育における分団教育の歴史的考察－大正新教育との接点において－. 精神薄弱問題史研究紀要, 5, 69-74.

平田勝政は人物史研究の立場から大正デモクラシー期の川本宇之介の公民教育論を取り上げ、川本のデモクラシー観は人格の平等と個性の自由、そして新公民の育成（天皇の臣民）とを融合していたと指摘している。平田勝政(1985)：大正デモクラシー期における川本宇之介の公民教育論と特殊教育. 都立大学教育学研究室・教育学研究, 4, 13-22.

高橋智・荒川智は学校史・学級史研究の立場から奈良女高師付属小・特別学級の分団教授は国家政策遂行のために組織されたものであり、大正新教育改造運動は天皇制の枠の中で大きな制限を受けていたと考察している。

高橋智・荒川智 (1987)：大正新教育と障害児教育の関係と構造－奈良女高師附小を事例として－. 障害者問題研究, 48, 55-66.

戸崎敬子は、同じく学校史・学級史研究の立場から和歌山県南部小の特別学級の成立要因について大正新教育の目指す自由主義、個性尊重の理念の下に設けられたが天皇制ファシズム教育体制が確立していく過程にあってその存在が困難になっていくと考察している。戸崎敬子 (1988)：大正・昭和初期における「特別学級」の成立と展開－和歌山県南部小学校の「能力別学級」劣組の事例から－. 地方教育史研究, 9, 44-68.

また、戸崎敬子・清水寛は調査研究の立場から報告している。戸崎らは大正期に文部省が行った「全国特殊教育状況」の結果について再調査し、その結果から9つの特別学級成立要因を導き、その一つに教育改造的機運を挙げた。そして、新教育が主張した個性尊重の教育は限界性を持っていたと指摘している。

戸崎敬子・清水寛 (1988)：大正期における『全国特殊教育状況』の「特殊教育実施校」に対する実施調査報告I－「特別学級」成立要因の仮説的検討－. 高知大学教育学部研究報告(第1部), 40, 129-144.

文 献

- 1) 浅野辰之進(1911)：劣等児童の能力を基準とした算術教材. 岡山県教育会誌, 103, 28-34.
- 2) 浅野辰之進(1916)：高等小学校に於ける算術科分団教授の実際. 岡山県教育会誌, 136, 19.
- 3) 2) と同じ, 19-25.
- 4) 長延連(1922)：告示(教育総会). 備作教育, 200, 2-3.
- 5) 著者不明(1922)：三県連合児童教育研究会. 備作教育, 193, 50-52.
- 6) 5) と同じ, 52.
- 7) 著者不明 (1923)：偶感偶語. 備作教育, 195, 2-3.
- 8) 藤井力夫 (1967)：大阪市における精神薄弱児「特別学級」の成立過程－天保八年より昭和五年まで－. 精神薄弱問題史研究紀要, 5, 30-43.
- 9) 福本繁雄 (1921)：個性研究. 備作教育, 174, 11-38.
- 10) 9) と同じ, 37-38.
- 11) 舟橋秀彦 (1988)：大正期茨城における特殊教育・特殊学級. 茨城近代史研究, 3, 52-69.
- 12) 船越茂伝治・藤井久我太 (1907)：算術科劣等児童の取扱・玉島高等小学校第二学年算術科劣等児童取扱実験報告. 岡山県教育会誌, 82, 25-27.
- 13) 蜂谷靜太 (1914)：余輩の取れる分団教授の概要. 岡山県教育会誌, 122, 18-21.
- 14) 花田一重 (1919)：図書館教育. 備作教育, 152, 68-69.
- 15) 早川正逸 (1923)：劣等児の教育(一). 備作教育, 198, 39-53.
- 16) 15) と同じ, 53.
- 17) 早川正逸 (1923)：劣等児の教育(二). 備作教育, 202, 40-50.
- 18) 17) と同じ, 42.
- 19) 平島卓太郎(1914)：変異児の研究及其取扱法に就いて. 岡山県教育会誌, 120, 27.
- 20) 本落壽賀治(1913)：高学年算術科教授の研究. 岡山県教育会誌, 119, 31-35.
- 21) 20) と同じ, 33.
- 22) 堀尾輝久 (1972)：教育運動. 大正・昭和前期. 日本近代教育史事典, 平凡社.
- 23) 堀義太郎 (1920)：教育勅語通俗講演. 備作教育, 168, 2-4.

大正新教育下における岡山県の「劣等児・低能児」教育の特徴

- 24) 井戸博史 (1924) : 学童保護施設方案. 備作教育, 213, 40-49.
- 25) 石川重一郎(1919) : 遺伝学上より見たる一教育問題. 備作教育, 154, 1-9.
- 26) 伊津野朋弘 (1976) : 大正デモクラシーアの教育. 明治図書.
- 27) 上道郡教育会 (1922) : 記念に際して. 備作教育, 191, 34.
- 28) 岡山県女子師範付属小学校(1921) : 久保氏の方法による入学児童の知能検査の実際. 備作教育, 171, 22-26. 同172, 36-38.
- 29) 北野与一(1981) : 石川県の障害児教育成立に関する一考察—障害児学校及び障害児学級の成立事情について—. 特殊教育学研究, 18(4), 49-58. 同172, 36-38.
- 30) 北沢清司 (1967) : 劣等児・低能児教育成立過程に関する一考察—信州の公教育を中心にして—. 精神薄弱問題史研究紀要, 5, 1-15.
- 31) 木山淳一(1915) : 劣等児不良児の救済を主とした野外教授. 岡山県教育会誌, 128, 38-40.
- 32) 小藪幸吉(1918) : 図画科に於ける各個教育. 岡山県教育会誌, 144, 49.
- 33) 32) と同じ, 53-54.
- 34) 倉敷尋常高等小学校(1923a) : 我校に於ける低能児並劣等児教育の実際.
- 35) 倉敷尋常高等小学校(1923b) : 倉敷尋常高等小学校に於ける優等児並びに劣等児教育に関する研究.
- 36) 倉敷尋常高等小学校 (1925) : 倉敷小学・教育実際要覧.
- 37) 三村今 (1923) : 尋一算術の個別指導. 備作教育, 205, 51-54.
- 38) 37) と同じ, 53.
- 39) 文部省 (1924) : 全国特殊教育状況.
- 40) 文部省 (1927) : 全国特殊教育状況.
- 41) 守谷弘太(1915) : 異常児童に関する研究. 岡山県教育会誌, 130, 4-14.
- 42) 長森繁一郎(1924) : 農村に於ける児童愛護的教育の施設. 備作教育, 213, 20.
- 43) 42) と同じ, 20-33.
- 44) 中野光(1977) : 大正デモクラシーと教育. ミネルヴァ書房.
- 45) 二階堂隆光(1919) : 繰り方教授上二, 三の問題について. 備作教育, 151, 24-29. 同152, 24-27, 同153, 41-45.
- 46) 野田沢軍治(1918) : 算術科に於ける劣等生の取扱. 岡山県教育会誌, 145, 51-54.
- 47) 46) と同じ, 51.
- 48) 岡山大学教育学部付属小学校(1966) : 付属小学校90年史.
- 49) 48) と同じ, 93.
- 50) 岡山県 (1921) : 社会教育状況調査, 備作教育, 173, 33 (32-39).
- 51) 岡山県学務兵事課 (1926) : 岡山県教育概要, 120-122.
- 52) 岡山県女子師範学校 (1932) : 記念誌, 105.
- 53) 岡山県教育庁県教育史刊行会(1961) : 岡山県教育史・下巻.
- 54) 岡山県初等教育部 (1922) : 教育調会報告 (2) 初等教育上改善すべき点. 備作教育, 184, 13.
- 55) 岡山県社会課(1921) : 岡山県下における学校中心の社会教育施設. 備作教育, 180, 10-12.
- 56) 奥山櫛太郎(1919) : 時代の潮流と教育の革新. 備作教育, 152, 59.
- 57) 大島正徳(1967) : 京都市に於ける精薄児教育の成立過程. 精神薄弱問題史研究紀要, 5, 44-49.
- 58) 迫ゆかり・清水寛 (1987) : 岡山県における明治期の「劣等児・低能児」教育問題の顕在過程. 精神薄弱者問題史研究会紀要, 29, 15-34.
- 59) 沙美尋常高等小学校(1925) : 形式算の能力考査と成績不良児童の特別指導. 備作教育, 228, 52-60.
- 60) 真田正一郎 (1918) : 我校の教育. 岡山県教育会誌, 144, 47-51.
- 61) 清水淳(1907) : 特殊児童教育方法. 岡山県教育会誌, 80, 1-2, 同81, 13-18.
- 62) 清水金十郎 (1923) : 本県教育の欠陥及之が救済法. 備作教育, 204, 10-15.
- 63) 菅済治(1914) : 教授上弊害と認むる点. 岡山県教育会誌, 120, 21.
- 64) 杉浦守邦・田中克彦 (1977) : 大正期の特殊教育の勃興と学校衛生思想. 精神薄弱問題史研究紀要, 20, 3-31.
- 65) 杉山宇三郎 (1924) : 吉備郡実業補習教育振興計画. 備作教育, 209, 16-21.
- 66) 谷本富(1907) : 教育学とは何ぞや. 岡山県教育会誌, 78, 30-48.
- 67) 戸崎敬子・清水寛 (1987) : 大正期における特別学級 (学業成績不良児, 精神薄弱児等) の実態—

迫 ゆかり・清水 寛

- 文部省調査『全国特殊教育状況』の再調査を中心とする。特殊教育学研究, 25 (2), 39-49.
- 68) 都窪郡倉敷小学校 (1922) : 本校の主要施設事項。備作教育, 192, 12-19.
- 69) 梅根悟監修 (1974) : 世界教育史大系33・障害児教育史。講談社。
- 70) 渡辺治水 (1922 a) : 岡山県教育史。
- 71) 渡辺治水 (1922 b) : 四研究会概観。備作教育, 193, 35-42.
- 72) 山本彦四郎 (1924) : 尋六算術科学習指導。備作教育, 216, 30-37.
- 73) 72) と同じ, 31.
- 74) 安田久満 (1913) : 大正二年度新学期の所感。岡山県教育会誌, 116, 45.

- 1989. 1. 13. 受稿, 1989. 8. 26. 受理 -

Education for “Poor Results and Subnormal Children” in Okayama Prefecture : New Educational Thought in the Taisho Era.

Yukari SAKO* and Hiroshi SHIMIZU**

* *Syuujiu Junior College (Okayama-Shi, 703)*

** *Saitama University (Urawa-Shi, 338)*

To investigate the characteristics of the education of “poor results and subnormal children” in the Taisho era (1912-1926) in Okayama Prefecture, we examined information about these children, the educational methods used, and the educational thought behind the education of these children, comparing it with the general education of the Taisho era and the education in the Meiji era (1868-1912).

The results were as follows :

1. In the new educational thought of the Taisho era, the education of “poor results and subnormal children”, as well as the general education of the Taisho era, was implemented with individualism and nationalism.
2. Individualism was considered significant in the new educational thought of the Taisho era, it led to the following good results :
 - a. The necessity of special education was increasingly recognized in the Taisho era to a greater extent than it had in the Meiji era.
 - b. Intelligence tests were produced in the Taisho era, and the definition of “poor results and subnormal children” became clearer than it had been in the Meiji era.
 - c. More interest was shown in the Taisho era towards methods of educating “poor results and subnormal children” and, as a result, suggestions were also made about the establishment of special classes.
3. Nationalism in the new educational thought of the Taisho era caused the following problems :
 - a. Special education in the Taisho era also included “children with excellent results”, that is, gifted children, and their education was regarded as more important than that of “poor results and subnormal children”.
 - b. “poor results and subnormal children” were considered to be underachievers, so that the goal of educating them was the improvement of their school performance.
 - c. Education for “poor results and subnormal children” was urged, because these children were viewed as dangerous.

Key Words : the new educational thought in Taisho era, “poor results and subnormal children”, individualism and nationalism, special classes, “children with poor results” and gifted children (“children with excellent results”)